

現代ドイツの歴史科教員に求められる能力像 —「教員養成における専門科学並びに教科教育のための全州共通内容要求」を手がかりとして—

原 沙佑紀

はじめに

本稿は、現代ドイツの歴史科教員に求められる能力像を明らかにし、日本との比較考察を行うための基礎作業として、2008年にドイツで公刊された「教員養成における専門科学並びに教科教育のための全州共通内容要求（2008年10月16日文部大臣会議決議）」（原題は「*Ländergemeinsame inhaltliche Anforderungen für die Fachwissenschaften und Fachdidaktiken in der Lehrerbildung (Beschluss der Kultusministerkonferenz vom 16.10.2008)*」¹⁾、以下「全州共通内容要求」と記す）の第七章「歴史（Die Geschichte）」を翻訳し、その内容を概観するものである。

連邦国家であるドイツでは州ごとに独自の教育政策がとられており、これまで教員養成のカリキュラムも各州において作成されてきた²⁾。本稿で扱う「全州共通内容要求」は、そうした従来の教員養成の在り方を改善するために、各州の教育政策等の調整機関である各州文部大臣会議（Kultusministerumkonferenz、以下「KMK」と記す）によって作成されたものである。その成立の背景には、2000年のPISA調査の結果³⁾を受けてドイツ国内で教員の資質の問題が取りざたされ、教員養成の在り方が問われたことがあった⁴⁾。その後、2005年6月、KMKによって出された「教師教育のスタンダード：教育科学⁵⁾」（2004年）を発展させた「教職の必要条件として（教職）課程でのバチエラー・マスター修了試験の相互評価の基準点⁶⁾」が成立し、専門科学とその教授法に対しても教職課程の合格認定・評価の各州間に共通する基準の形成が求められた。これを受け、2008年10月16日、「全州共通内容要求」が公刊されたのである。従来、教職課程における学習内容も各州レベルで定められてきたドイツにおいて、初めて全州共通の専門教科教育とその教育方法に関する基準を示した「全州共通内容要求」は画期的なものであり、今後のドイツの歴史科教員に求められる能力像を明らかにするうえでも重要な意義をもつものと思われる。しかし、刊行されて間もないこともある、日本ではいまだその翻訳や分析がなされていない。そこで本稿では、同文献第七章「歴史」の第一節及び第二節を翻訳し、その内容を概観することを通して、現代ドイツの歴史科教員に求められている能力について検討したい。

1. 高度な専門性の要求

「全州共通内容要求」第七章の訳文は資料として本稿末尾に示した。以下ではこれに即して同文献の中身を概観してゆくことにしたい。第一節は「専門のコンピテンシー・プロフィール」と題さ

れている。そしてそのはじめに、歴史科の専門コンピテンシーとは「教科の歴史における知識の伝達過程、生徒の学習過程、教師による教育過程を主導し、組織する力」のことであり、「応用可能な (anschlussfähig)⁷⁾ 専門科学的知識・教科教育学的知識を充分に獲得すること」によって身につくものだとされている。文字通りに判断すれば、「専門科学的知識」とは歴史学の専門知識のことを、「教科教育学的知識」とは歴史教育学（歴史教授学）的知識のことだと考えられる。それでは、歴史学的知識、そして歴史教育学的知識とは具体的に何を意味し、また「応用可能」にするとはどのようなことなのか。以下では、10項目にわたって列記されている「学習修了者」に求められる「能力」を手がかりとして、この点について検討したい。

(1) 「専門科学的知識」

「学習修了者」に求められる「能力」のうち、まず主として「専門科学的知識」に関連すると考えられるものは10項目のうち①、③、④、⑤、⑨の5項目である。①で求められているのは、地域、州というミクロなレベル、欧州史というマクロなレベルの観点を含み、かつその全時代に関する、構造化された歴史的基礎知識を身につけることである。つまり、様々な観点から歴史の横軸と縦軸に関する基礎知識を獲得することが求められている。このことはまた、第二節の学習内容においてもよく表われている。次に、③では教職課程で学んだ知識を常に歴史学と歴史教育学の発展に応じて更新することが求められている。歴史学的知識はその研究の進展によって常に更新され、時には大きく変革されるものである。したがって、学習修了後においても常に最新の歴史学的知識とその教育学的知識を検討しつづけ「応用可能」にすることが必要とされている。また、④では一次資料を批判的に扱える知識・能力だけではなく、歴史学や歴史教育学の成果を批判的に扱い議論する能力を教員が持ち、さらにそうした知識と力を生徒に伝達 (Vermittlung)⁸⁾ する高度な応用力が要求されている。すなわち教員は歴史学・歴史教育学研究に対してだけでなく、歴史資料そのものについても批判的な視角からそれらを捉え、議論することができなければならないのである。そして上述した歴史学的知識と議論する能力を生徒に「教える」のではなく、「伝達」しなければならない。この「伝達」という言葉は⑥にも見られ、逆に「教える」(Lehrnen) という言葉は少なくとも第七章を通しては一度も見られない。⑤に目を向けると、歴史学の問題提起に対して合理的な判断に到達するとされている。これは④の批判的に扱える知識・能力を持った上で合理的すなわち理性的な判断で歴史学の問題提起に取り組むことが求められている。最後に、⑨では歴史学研究の成果や議論を歴史学習の対象とし、歴史教育学の成果や、概念、新しいカリキュラム、教育メディアなどを専門的な視点から利用できることが掲げられている。すなわち最新の歴史学の成果だけでなくまだ結果が出ていない議論中の歴史学研究をも歴史学習に取り込むこと、そして歴史の教育方法の成果や概念、カリキュラム、教科書をはじめとした教育メディアなどを使用する際には、教員自身の専門的な視点がそこには必要とされるということである。

(2) 「教科教育学的知識」

次に「教科教育学的知識」にかかわる項目、②、③、④、⑦、⑧、⑨を見ていきたい。まず②では、教科の教育方法論を取得することが前提として求められている。ドイツにおいて教科の教育学(Fachdidaktik)は教員養成課程での学習内容を構成する一つの学問領域として確立されている⁹⁾。このことはドイツの教育学の大きな特徴で、いかに良質で膨大な専門科学的知識を持っていようと、それらを生徒に「伝達」する有効な方法を知らなければ意味がないと考えられている。つまり、「専門科学的知識」と「教科教育学的知識」は切り離せない、一体のものとして捉えられている。このことは(1)で先述した③、④、⑨の項目においても見られ、「歴史学・歴史教育学」双方の学問的知識や、その研究成果の検討が求められていた。そして⑦と⑧では、具体的な教育実践に関する「教科教育学的知識」の内実について述べられている。まず⑦では、学習修了者は応用可能な歴史教育学の知識を身につけることによって、生徒の学習段階に応じた教育活動を展開し、生徒を動機付ける一すなわち歴史教育の目標を生徒に理解させ、歴史学習への意欲を持たせることができるとされている。⑧では、教師自身が自らの授業を歴史教育学的な視点から分析・診断・計画・評価し、そして省察する(reflektieren)すること、すなわち反省し次の機会に反映することが求められている。この二つの項目から特にわかるように、実際の教育活動により深くかかわるもののが「教科教育学的知識」である。

以上、「専門コンピテンシー」の基盤となる「専門科学的知識」と「教科教育学的知識」のそれぞれについて検討してきた。そこから明らかになったことは、「専門科学的知識」と「教科教育学的知識」を更新することによって、実際の教育活動を計画・実施し、省察を行って歴史教育の授業を発展させていくことが、ドイツの歴史科教員に恒常的に求められていることである。またその授業においては、自らが獲得した専門知識や批判的視点を生徒に「伝達」することが重要であり、その「伝達」のためには「教科教育学的知識」が不可欠とされていた。

2. 政治教育に貢献する歴史教育への志向

「全州共通内容要求」第七章第一節に掲げられた10項目のうち、⑥にみられるような「民主主義社会における政治教育及び政治参加能力」に貢献するために「歴史的に形成された現代の特徴に関する知識を伝達することができる」能力とは、ドイツの歴史教育におけるもっとも大きな特徴の一つであろう。ナチズムという「負の過去」を持つ戦後ドイツにおいて、歴史教育及び政治教育の民主化が特に重要視されたのは言うまでもない。また、ベルリンの壁の崩壊までは社会主義・共産主義の防波堤としての役割を担っていると考えられた旧西ドイツでは、民主主義に対する厳格な姿勢が問われてきた。そのことは政治教育センターという政治教育専門の機関が連邦レベルで存在し、ほかにも様々な団体による100以上の政治教育機関があることに特に表われている¹⁰⁾。しかし1960年代後半から、右翼急進主義の活動が顕著に拡大してきており、それに傾倒する若者の多くが政治的無関心や「負の過去」への歴史的認識が欠如していることが大きな問題となった¹¹⁾。故に、政治教育にとって歴史教育は不可欠なのである。政治教育と、歴史教育は現代史において多くの共

通の教育目標を持ち¹²⁾、相互に関連しあっている。政治的な成熟（Mündigkeit）に至るには、歴史学習を通して適切な歴史認識や、客觀性や批判性を身につけ、社会的事象の政治的背景、政治的意図、党派性などを見抜く能力が、政治教育に貢献するものだと考えられる。

上述した政治教育に貢献するような歴史教育に関わる事項は、第二節にも見られる。まず学習内容の第一の項目である「歴史学の方法と理論」において、専門的に学習する内容として客觀性と党派性が挙げられている。次に「近代史」の項目では、アメリカ独立革命とフランス革命を通して政治参加の議論を、「近現代史」の項目では欧州の政治運動史と戦間期のファシズムとナショナリズムを取り扱うこととなっている。またその次の項目、「時代を横断するテーマ」では、支配構造と政治関与、社会秩序構造、共同社会の秩序要素としての法、など政治教育に深く関わるテーマについて学習することが求められているのがわかる。

3. その他の重要な観点（論点）

その他に、第一節の項目⑩における「コンピテンシー志向（Kompetenzorientiert）」と、第二節の「歴史の教育学」の項目における「歴史文化（Geschichtskultur）」が、ドイツの歴史教育において重要な意義を持つ言葉であると考えられる。まず「コンピテンシー」という言葉自体は明確な定義づけがなされていないが、欧州共通のコンテキストで未来教育への能力像への議論に用いられてきている。KMKによる2004年の決議では、この学校教育の発展と改善のために教員に求められるコンピテンシーが11項目にまとめられた¹³⁾。またそれ以外にも歴史教育家（Geschichtsdidaktiker）¹⁴⁾や各州の歴史教師協会からなるドイツ歴史教師協会（VGD）などが、今回の「全州共通内容要求」に先駆けて、「コンピテンシー」による歴史学力像について論じている¹⁵⁾¹⁶⁾。

「歴史文化」は歴史教育における新しい概念の一つで、1970年代後半から高まった「歴史的記憶」「集合的記憶」についての公的な関心が、国家や時代、世代に対する「省察」に対しての議論を引き起こし、それが「歴史文化」の概念の土台とされている。その概念の定義者であるJörn Rüsenによると、「歴史文化」とは「ある社会生活において実際に効果のある歴史意識の結合」、「社会において存在している歴史知識の形の総体¹⁷⁾」である。また彼は、「歴史文化」とは単に「意識」に連なる物ではなく、歴史的想起についての別の形態も含むということを指摘している¹⁸⁾。過去の批判と省察から現代の特徴を見つけ出すという点では政治教育と通じるものがあるが、より歴史的特徴を深慮するのが「歴史文化」と考えられる。そしてこれはそれぞれ「美」・「権力」・「真理」批判を目的とした美的（ästhetische）、政治的（politische）認識的（kognitive）次元を内容として含む¹⁹⁾。資料の第二節の最終項目「歴史の教育学」において述べられている批判的な「歴史文化」への姿勢を育む次元というのは、上記に連なるものと考えられ、教員の歴史認識および歴史観の形成にはこの「歴史文化」という考え方方がキー・コンセプトになっていると思われる。

おわりに

以上、本稿では「全州共通内容要求」第七章を翻訳しその内容を概観することを通して、現代ド

イツの歴史科教員に求められる能力を検討した。それは、第一に、「専門コンピテンシー」の基盤となる「専門科学的知識」と「教科教育学的知識」の恒常的な更新によって、実際の教育活動を発展させ、教員自らが獲得した専門知識や批判的視点を生徒に「伝達」することが歴史科教員に求められている能力だと考えられる。そして第二に求められる能力は、歴史学習によって生徒に客觀性および批判性を培わせ、政治教育に貢献する歴史授業を実施することであった。

またこれらに加えて、過去の批判と省察から現在の歴史的特徴を見つけ出す「歴史文化」、そしてこれからの歴史学力像を論じる「コンピテンシー」という新しい概念がこの「全州共通内容要求」に記載されていることは、今後これらの概念が全州レベルでドイツの歴史教育に浸透・普及することを意味するのではないだろうか。残念ながら、これらの新しい概念については深く追求することができなかった。よって今後は、この「歴史文化」と歴史教育における「コンピテンシー志向」の授業計画・実施の具体的な内容を分析することを課題したい。

[注]

- 1) 「全州共通内容要求」は全19科目、19章に渡る。
- 2) ドイツは各州に文部省を設置し、教育政策に関する文化高権（Kulturhoheit）を有している。
- 3) 2001年12月に公表されたPISA調査の結果で、ドイツは読解力が31位、科学的リテラシー・数学的リテラシーとともに20位という結果に終わり、ドイツ国内では「PISAショック」として社会問題へと発展した。
- 4) 長島 啓記「世界の動き PISAショックで優先的課題に--ドイツの教員養成改革」内外教育 No.5833(2008/6/20) 2頁。
- 5) 原題“Standards für die Lehrbildung : Bildungswissenschaften”(Beschluss der Kulturministerium – konferenz vom 16.12.2004)
- 6) 原題“Entpunkten für die gegenseitige Anerkennung von Bachelor-und Masterabschlüssen in Studiengängen, mit denen die Bildungsvoraussetzungen für ein Lehramt vermittelt werden.”(Beschluss der Kulturministeriumkonferenz vom 02.06.2005)
- 7) 本稿ではanschlussfähigをその持つ意味から「応用可能な」とした。直訳は「接続できる(connectable)」
- 8) 本稿ではvermittlungを「伝達する」「伝える」とした。他、「仲介する」「媒介する」とも表せ、ドイツの教育学においてはよく使われる単語である。
- 9) 教職課程の学習内容は①教育科学(Erziehungswissenschaft)、②専門科学(Fachwissenschaft)、③教科教育学(Fachdidaktik)、④教育実習(Schulpraktikum)からなる。詳しくは日本教育大学協会編『世界の教員養成Ⅱ欧米編』学文社、2005を参照のこと。
- 10) 近藤孝弘『ドイツの政治教育』岩波書店、2005、51-52頁。
- 11) 同書、163-164頁。
- 12) 同書、164頁。
- 13) “Standards für die Lehrbildung : Bildungswissenschaften”.(Beschluss der – konferenz vom

16.12.2004)

- 14) 本稿では Joachim Rohlfes,*Geschichte und ihre didaktik*, Vandenhoech & Ruperecht /2005. を参照。
- 15) Verband der Geschichtslehrer Deutschland (Hrsg.) *Bildungsstandards Geschichte – Rahmenmodell Gymnasium 5-10.Jahrgangsstufe*, Woschenschau, Schwalbach/Ts., 2006.
- 16) 服部一秀「ドイツ歴史教師協会（VGD）版「歴史」教育スタンダードモデルの構成」, 日本社会科教育学会第 58 回全国研究大会 (2008. 10)、1 頁。
- 17) Jan-Holger Kirsch, »Wir haben aus der Geschichte gelernt « : der 8. Mai als politischer Gedenktag in Deutschland , Vandenhoech & Ruperecht /2005,S.25.
- 18) Ebenda,S.25.
- 19) Ebenda,S.25.

資料 「全州共通内容要求」第七章：歴史

[第 1 節] 専門のコンピテンシー（資質能力）プロフィール

学習修了者は、応用可能な (anschlussfähig) 専門科学的知識・教科教育学的知識を充分に獲得することにより、教科の歴史における知識の伝達過程、生徒の学習過程、教師による教育過程を主導し、組織する力を充分に身につけることができる。また、学習修了者には以下の能力が求められる。

- ①地域史、州の歴史を含む全ての世界史、欧州史の観点を含む全ての歴史的時代から、構造化された歴史的基礎知識を身につける。
- ②教科の教育方法論を習得する。
- ③大学で学んだ基礎知識の検討を常に、歴史学と歴史教育学の発展に応じて補うことができる。
- ④一次資料へのアプローチを自由に使いこなす知識を修得し、歴史資料と歴史学・歴史教育学の成果を批判的に議論する力を獲得し、更にそうした知識と力を生徒に伝えることができる。
- ⑤歴史学の問題提起に対して合理的判断に到達する。
- ⑥民主主義社会における政治教育及び政治参加能力への貢献として、歴史的に形成された現代の特徴に関する知識を伝達することができる。
- ⑦応用可能な歴史教育学の知識を充分に身につけることによって、生徒に応じた教育活動を構想し、歴史学習のために生徒の動機づけをはかることができる。
- ⑧学校の歴史の授業について、その過程の教科教育学的な分析・診断・計画・評価、そしてそれを省察する基本的能力を身につけることができる。
- ⑨歴史学の重要な研究成果と議論を歴史学習の対象とし、歴史教育学の成果とコンセプト・カリキュラム再考の試み・教育メディアを専門的に判断し、利用することができる。
- ⑩歴史の授業をコンピテンシー志向 (Kompetenzorientiert) で計画・実施して、その結果を省察し、その授業の診断及び評価を行えるような基礎的な力を身につける。

[第2節] 学習内容

前期中等段階教員のための学習		ギムナジウム、後期中等段階教員への内容拡大
歴史学の方法と理論		
<ul style="list-style-type: none"> ・資料知識と資料批判 ・客觀性と党派性 ・時代区分 ・歴史学の歴史 		<ul style="list-style-type: none"> ・左記の内容範囲について、前期中等段階より高度に深める。 ・自主学習の方法とアプローチ ・歴史的記憶理論
古代史		
<ul style="list-style-type: none"> ・古代史の時代：ギリシャのポリス、ヘレニズム期の君主制、ローマ帝国、古代後期 ・基礎的な古代史資料 		<ul style="list-style-type: none"> ・左記の内容範囲について、前期中等段階より高度に深める。 ・世界史における空間的・時代的比較から、個々の問題の連続性と非連続性を理解する。
中世史		
<ul style="list-style-type: none"> ・社会・経済形態 ・支配体制 ・宗教と文化 ・中世における古典の存続 ・国家と教会 ・戦争、紛争と平和 		<ul style="list-style-type: none"> ・左記の内容範囲について、前期中等段階より高度に深める。 ・世界史における空間的・時代的比較から、個々の問題の連続性と非連続性を理解する。
近代初期		
<ul style="list-style-type: none"> ・初期帝国憲法 ・欧州の拡大 ・改革と信仰問題 ・欧州の編成；啓蒙主義の思想史・社会史；欧州の国家形成史 ・アメリカ合衆国の成立；フランス革命；政治参加を求める議論 		<ul style="list-style-type: none"> ・左記の内容範囲について、前期中等段階より高度に深める。 ・世界史における空間的・時代的比較から、個々の問題の連続性と非連続性を理解する。
近現代史[19、20世紀]		
<ul style="list-style-type: none"> ・欧州の新秩序、欧州における政治運動史 ・経済発展とその結果 ・帝国主義と植民地独立運動 ・欧州戦間期；ファシズムとナショナリズム ・20世紀の東西ドイツ史、欧州統合 ・20世紀のロシア、アメリカ合衆国史 ・原子力の脅威と冷戦 ・20世紀のグローバル現象 		<ul style="list-style-type: none"> ・左記の内容範囲について、前期中等段階より高度に深める。 ・世界史における空間的・時代的比較から、個々の問題の連続性と非連続性を理解する。

時代を横断するテーマ	
・支配構造と政治関与 ・社会秩序構造 ・共同社会の秩序要素としての法 ・共同資源としての教育 ・経済的、技術的変革 ・男女関係の変化 ・世界史における欧州拡大に伴う諸問題	・左記の内容範囲について、前期中等段階より高度に深める。 ・世界史における空間的・時代的比較から、個々の問題の連続性と非連続性を理解する。
歴史の教育学	
・中心的な歴史教育のカテゴリー・コンセプト・研究アプローチ・学習方法 ・歴史認識と批判的な歴史文化への姿勢を育む認識的・社会的・美学的・感情的次元 ・カリキュラム、（各州）学習指導要領（Lehrplan）、コンピテンシー・モデル ・歴史教育と歴史教授のコンピテンシー形成志向 ・歴史文化の要素と形態 ・歴史教育計画と最初の授業実施経験の省察	

※ () 内補足・筆者